一時保育のご案内

**子育て支援センター　みやのもり**

**☎0264-36-1151**

**１.一時保育とは**

小学校就学前の乳幼児について、一時的に家庭で保育ができない場合に保護者に代わり保育をします。

|  |  |
| --- | --- |
| 非定形的  保育サービス事業 | 保護者の方が  ・パートなどで昼間働いている。  ・各種学校や職業訓練に昼間通学している。  ・定期的に通院しなければならない。  ・定期的に家族の看護や介護をしなければならない。  などの理由のため保育が必要な場合。 |
| 緊急  保育サービス事業 | 保護者の方が  ・病気になったり、怪我をした。  ・２人目以降の子どもを出産する。  ・急に家族の看護や介護をしなければならない。  ・冠婚葬祭や引っ越し  などの理由のため緊急・一時的に保育が必要な場合。 |
| その他の理由による  保育サービス事業 | 保護者の方が  ・ボランティア活動をする。  ・村内の学校の行事に参加する。  ・育児の心理的・肉体的負担を解消したい。  ・カルチャースクールなどに参加して、リフレッシュしたい。  などの理由のために保育が必要な場合。 |

**２.対象児**

小学校就学前の乳幼児

＊満１歳未満のお子さんについては、別紙のとおり

**３.保育時間**

平日（月～金）　午前８時３０分～午後５時

＊緊急時など特別な事由に該当する場合は、午前７時３０分～午後６時３０分の

範囲内での利用が可能

　　土曜日　　　　　午前８時３０分～午後１時３０分

＊特別な事由に該当する場合は、午前７時３０分～利用が可能

**４.登録料及び保育料とその納入方法**

・登録料　　村内に住民票のあるお子さん　　無料

　　　　　　村内に住民票のないお子さん　　一世帯2,000円

・保育料　　１時間　４００円（但し３０分未満の場合は２００円）

　　　　　　＊兄弟姉妹同時に預ける場合は、２人目以降の料金は半額とする

村内に住民票のあるお子さんには、初めて利用される際に一時保育無料券（５時間分）をお渡しします。そちらも合わせてご活用ください。≪無料券の有効期限は保育園入所まで≫

　・納入方法　　利用後に納付書を発行しますので、役場又は金融機関にて納入してください。

数日続けて利用される場合は、1カ月ごとまとめて納入できます。

**５.申込み方法**

・平　日：保育を希望する日の１か月前から３日前まで受け付けます。（緊急の場合を除く）１歳未満に関しては希望する日の３０日前から１５日前までにお願いします。

土曜日：保育を希望する日の３０日前まで受け付けます。

・申込み用紙（センターに有）に必要事項を記入・捺印の上、センターに提出してください。

初めて利用される方は一時保育利用登録申請書（センターに有）を提出していただきます。申込み用紙と一緒にお出しください。

**６.給食提供について**

　　・給食を希望される場合は、

一時保育を希望する日が１～１５日の場合 ― 前の月の１５日まで

１６～３１日の場合 ― その月の１日まで

にお申し込みください。後日栄養士の作成する献立材料表を確認していただき、給食提供の可否が判断されます。

　　　　料金：給　食　１５０円　　おやつ　　５０円

　　　　＊なお、おやつは午前・午後両方食べても、片方だけでも同一料金です。

**７.その他**

・定員を超えた場合や行事の時など、お受けできないこともあります。

・当日のお子さんの健康状態により、保育をお断りすることもあります。

・保育に必要な準備品については、支援センターで詳しく説明いたします。

・土曜日のみ、とちのみ保育園土曜希望保育と合同で保育を行います。